

## 山形県水素ビジョン（仮称）策定検討委員会設置要綱

## （設置の目的）

第1条 2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、本県として目指すべき水素社会の姿とそれに向けた今後の取組みの方向性を示すビジョンを策定するため、山形県水素ビジョン（仮称）策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本県として目指すべき水素社会の姿とそれに向けた今後の取組みの方向性を示すビジョンの策定。
- (2) その他、ビジョン策定のために必要な事項に関すること。

## （検討委員会）

第3条 検討委員会の委員は、知事が委嘱する学識経験者その他専門的知見を有する者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。
- 3 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。
- 4 委員長は検討委員会を招集し、議長となりこれを主宰する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見等を述べさせることができる。
- 6 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

## （庶務）

第4条 検討委員会の庶務は、環境エネルギー部環境企画課において処理する。

## （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。